
第 10 回 大山町議会定例会会議録 (第 5 日)

令和 7 年 12 月 18 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和 7 年 12 月 18 日 午前 10 時開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 134 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 議案第 135 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 議案第 136 号 大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 137 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 138 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 139 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 140 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 141 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 9 議案第 142 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 10 議案第 143 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 11 議案第 144 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 145 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 13 議案第 146 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 147 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 148 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 16 議案第 149 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 17 議案第 151 号 工事請負契約の締結について (御来屋漁港海岸護岸改修工事 (4 工区))
- 日程第 18 議案第 152 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 19 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 21 陳情第 11 号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情
- 日程第 22 陳情第 12 号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応

を求める陳情

日程第 23 発議案第 9 号 衆議院議員の定数の削減を行わないことを求める意見書の提出について

日程第 24 議員派遣について

日程第 25 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）

日程第 26 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 27 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 28 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	浅 田 龍太朗	2 番	小 林 直 哉
3 番	近 藤 隆 博	4 番	京 力 久 子
5 番	西 本 憲 人	6 番	豊 哲 也
7 番	島 田 一 恵	8 番	加 藤 紀 之
9 番	池 田 幸 恵	10 番	大 原 広 巳
11 番	米 本 隆 記	12 番	大 森 正 治
13 番	杉 谷 洋 一	14 番	近 藤 大 介
15 番	野 口 俊 明	16 番	吉 原 美 智 恵

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹 口 大 紀	教育長 ……………	鷺 見 寛 幸
副町長 ……………	吉 尾 啓 介	教育次長 ……………	浦 木 美 穂
総務課長 ……………	金 田 茂 之	地方創生監 ……………	山 根 篤 大
財務課長 ……………	池 山 大 司	幼児・学校教育参事 ……………	鷺 見 勇 樹

住民課長……………門 脇 恵美子 幼児・学校教育課長 … 井 上 龍
商工観光課長……………源 光 靖 社会教育課長……………西 尾 秀 道
総合福祉課長……………田 中 真 弓 こども課長……………末 次 四 郎
総合福祉課参事……………石 谷 美智子 農林水産課長……………桑 本 英 治

午前10時開会

開議宣告

○議長（吉原 美智恵君） 皆さんおはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 12月定例会も最終日となりました。

どうぞよろしくお願いいいたします。

ただいまの出席議員は16名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

なお、日程第1、議案第134号から日程第16、議案第149号までは、提案理由と質疑が終わっていますので、本日は討論、採決を行います。

また、日程第17、議案第151号から日程第20、諮問第5号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第1 議案第134号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第1、議案第134号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第134号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第135号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第2、議案第135号 督促手数料の廃止に伴う関係条例

の整理に関する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 135 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 135 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 136 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、議案第 136 号 大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 136 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 136 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 137 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 4、議案第 137 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 137 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 137 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 138 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 5、議案第 138 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 138 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 138 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 139 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 6、議案第 139 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 139 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 139 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 140 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 7、議案第 140 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 140 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 140 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 141 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 8、議案第 141 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 141 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 141 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 142 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 9、議案第 142 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 142 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 142 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 143 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 10、議案第 143 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 143 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 143 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 144 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 11、議案第 144 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 144 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 144 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 145 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 12、議案第 145 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 145 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 145 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 146 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 13、議案第 146 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 146 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 146 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 147 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 14、議案第 147 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 147 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 147 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 148 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 15、議案第 148 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 148 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 148 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 149 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 16、議案第 149 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 149 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 149 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 151 号～日程第 19 諮問第 4 号

○議長（吉原 美智恵君） 次に、本日、追加議案が 4 件提出がありましたので、提案理由の説明のあと、質疑、討論、採決を行います。

日程第 17、議案第 151 号 工事請負契約の締結について（御来屋漁港海岸護岸改修工事（4 工区））から、日程第 19、諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの、計 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をいたします。

議案第 151 号 御来屋漁港海岸護岸改修工事（4 工区）に係る工事請負契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本工事は、令和 7 年 11 月 7 日に 4 業者を指名し、令和 7 年 11 月 27 日に競争入札を実施したところ、税込金額 5,775 万円で、美保テクノス株式会社が落札し、令和 7 年 12 月 1 日付で工事請負仮契約を締結したところです。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日までとしております。

続きまして、議案第 152 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、国の補正予算成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、町民 1 人あたり 1 万円の商品券を配布する『大山町地域応援券発行事業』や、学校施設環境改善交付金を活用して実施する小中学校の環境整備など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に 2 億 4,478 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 133 億 936 万 1,000 円とするものです。

続きまして、諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび手島孝人さ

んを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの
あります。

手島さんは、人権擁護委員として4期12年間の実績と経験があり、人格・見識とも
に高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの任期3年の予定
であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

(日程第17) 議案第151号

○議長(吉原 美智恵君) ただいま3件の提案理由の説明が終わりましたので、このあ
と質疑、討論、採決を1件ずつ行います

これから議案第151号 工事請負契約の締結について(御来屋漁港海岸護岸改修工事
(4工区))の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第151号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。

したがって、議案第151号は、原案のとおり可決されました。

(日程第18) 議案第152号

○議長(吉原 美智恵君) これから議案第152号 令和7年度大山町一般会計補正予算
(第10号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(2番 小林 直哉君) 議長、2番。

○議長(吉原 美智恵君) 2番 小林議員。

○議員(2番 小林 直哉君) はい。すいません。では、質疑させていただきます。

補正予算の中で、今回、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用したも
のがございます。今回、国からの臨時国会を経て計上されたものですが、大山町として
は、大山町地域応援券を発行する事業、町民1人当たり1万円ともう1件、学校給食費
補助金の物価高騰分ですね、以上の2件が今回計上されておりますが、この重点支援交

付金なんですけども、こちら結構様々なメニューに使えるものです。中小企業の賃上げ環境整備からコスト物価高騰対策、食料品の物価高騰対策などですね、様々ある中で、この二つを選ばれた理由について教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

まず、国の補正予算がおととい成立をして、できる限り年内に予算化をしたいというような国の考え、そして大山町の考えもありましたので、本日追加で提案をいたしております。したがって限度額等に関しても、幾ら使える予算が来るのかというところも見えない中での予算編成でしたので、ひとまず出ている情報とかあとは国が組んでいる補正予算の総額とかから勘案して、これぐらいは最低でも、国から配分があるだろうというところでまず予算化をしたところです。

その上では、国のこの重点支援交付金の使途、そしてその目的、物価高騰で住民の生活が苦しいというところに、その地域の実情に応じて、自治体を使うというところで、国もその方針を示しているところでもありますので、大山町におきましては、町民一人一人に平等にその支援が行き渡るように、今回、町内で使える応援券という形で、食品だとかお米とか、そういうものに使途を限定せずに生活支援と、あるいは事業者支援にもなりますけれども、今回応援券の発行事業をまず決めたというところでもあります。

そして今、分かっている限度額が約2億4,000万ということで、残り今回補正予算で予算化をした以外にもまだ8,000万ほど財源がありますので、引き続き町内の様々な物価高騰の影響等を見ながら、必要な施策については、今後、予算化を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議員（2番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 2番、小林議員。

○議員（2番 小林 直哉君） すいません、1点目の応援券のほうですね、公益性も含めて理由はよく分かりました。

もう1件、今回計上されております学校給食費補助金ですね、様々なメニューがある中で、あえて今回これを上げられたその理由について、改めてお伺いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

給食費の物価高騰分の予算化というところなんですけれども、これは給食に使う食材費あるいはそれ以外の経費等につきましても、年々上がっている中で、自治体によっては、給食の中身を少し原材料等を抑えていく、そういうような自治体もあれば、無償化ある

いは給食費の補助をしている自治体であっても、物価高騰分によるコストの上昇分を保護者負担を求めたり、を検討している自治体もある。そういう中で引き続き大山町としては、保護者に負担を追加で求めずに、給食費の無償化を続けていくという選択をするために、今回の国の重点支援交付金を充てていくというような考えでございます。

○議員（2番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 2番、小林議員。

○議員（2番 小林 直哉君） はい。最初の答弁でもあったように、大山町で使える枠というのはまだあるので今後もメニュー出てくるというふうに説明がありました。そういった中で、あえて、この学校給食費補助をですね、それに先駆けて入れたというのは、やはりこれが優先度が高いという認識のもとに、今回入れられたということによろしかったでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

まずは、例えば応援券の発行事業であれば、過去にコロナ対策のときから、大山町としては何度も発行事業しているということで、ある意味迅速な対応ができるというところで選択をしたというところがありますし、またその給食費に関しましても、これは、予算化をするだけで効果がすぐに出る、保護者負担を求めなくてもよくなるということで、また金額的にも、恐らく、限度額を超えないぐらいの予算化ができるのではないかとということで、そんなに大きな金額ではなかったというところもありまして、早急に予算化をしたというところであります。

○議員（2番 小林 直哉君） 了解です。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありますか。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 同じくですね、物価高騰対策のところ少し交付金のことを教えてください。その中でも応援券じゃなくて給食費のところに充てた444万3,000円、今回充てるという案が出てきてますけれど、大山町では現在給食は無償化でされています。なので、既に無償化されているものに該当しても、保護者の負担額はゼロ円からゼロ円じゃないかなと思ってます。住民が実感できる支援にはなっていないんじゃないかなっていうことですね、これは行政の負担軽減につながってるのかなって思います。それが悪いわけじゃないんですけど。なので住民の直接的支援ではないですよって言うのがちょっと聞きたいところです。間違いはないかどうか。

あとはですね、先ほど小林議員のやりとりを聞いてて思ったんですけど、もしかした

ら物価高騰で食材が上がってるから給食費は保護者負担が発生するかもしれないと、他の自治体はそういうところがあるということで、もしこの交付金が入らない場合には、そういう保護者負担が発生するというのも案としてはあって、それをしないための今回交付金を給食費に使うってことだったら私は結構納得できるんですけど、今までは大山町給食費無償化で、エネルギーとか物価高騰とかいろいろあった中でも、町がずっと給食費、持ってたと思うんですけど、今回はさすがにここまで物価が上がったんだったら保護者に負担を求めなきゃいけないなっていう段階だったんでしょうか、教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。全員協議会や、先ほど小林議員の答弁でもお答えをしたとおりでありますけれども、今後、不足する予算に対して、これを保護者負担を求めるのか、あるいは町側で出して、引き続き無償化をするのか、それは選択肢はあると思っておりますけれども、今回国からそういうところに充当できる財源が出たので、保護者負担を求めずに充当して保護者負担が発生しないようにするというところでございます。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 一つ目も二つ目も答弁になってませんので、もう一度答弁をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。繰り返しになりますが、保護者負担を発生させないために、今回の予算を充てるというところであります。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 何度も答弁漏れなんで、議長からちょっとちゃんと言ってください。答弁になっていません。

○議長（吉原 美智恵君） はい。竹口町長、今の西本議員についてですが、前もってその給食費が上がることについての話合いとかあったんでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

もしも今回、国の予算がつかずに、こういう充当することもなければ、行政が負担す

るのか保護者が負担するのか、それから検討が始まるものというふうに思っております。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） じゃあ、前もった対策ということで理解ができました。

ちなみに、今回この給食費無償化のところに444万3,000円導入することによって、給食の質が上がるとかですね、例えば一品増えるとかそういったことっていうのはありますか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

基本的には今の給食の質を落とさずに、続けていけることができるものというふうに考えております。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 一部、中山のほうでは給食の質が今下がってるようなんですけれど、これはもう現場からたくさんの子供たち、PTAの会でももうそういった話が出ています。こういったことの改善っていうのは、今回のこの交付金入ることによって見込まれるんでしょうか。

具体的に言いますけど、パンが今まではすごくふわふわで柔らかかったようなパンがあるみたいなんですけど、これはすごく硬くて汁をつけないと食べれないようなパンになってるみたいです。これは、その物価高騰のあおりなのかどうかは置いといて、今そういう意味では質が下がっているようなんですけど、こういったことの改善見込まれるんでしょうか、教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。その給食の質が落ちているというのが事実かどうかも含めて担当から説明をさせていただきます。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。パンの話ですが、中山地区は、業者さんの御好意で前日に焼いたパンが今まで提供されておりました。で、今回、パンの曜日を変えまして、大山校区、名和校区と同じようなパンの日にちになりました。それは今の物価高騰とは全く関係なくてですね、県の職員の関係で曜日を変更させてもらったということでございます。

今までもおいしい給食の提供っていうのは目指してやってきておりますが、パンの変更ということで、給食がおいしくなくなったというようなことがないように、これからもおいしい給食が提供できるように支援はしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「賛成討論です」呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） おはようございます。

それだけ言ったのに、賛成討論かって思われるかなと思うんですけど、別に給食費無償化に反対したいわけじゃなくてですね、否定するものではありません、給食費無償化に。私も子どもがいる親として、ありがたいなと思ってますし、数年前に給食費無償化で議会が割れたときには、私は一度反対にはなったんですけど、大山町は国に率先して、こういった給食費無償化やってるっていうのはすごく結果的にはすばらしいなということで、今、給食費無償化とかそういったことには賛成しています。

ただですね、本町においては、既に給食費無償化されているということで、今回の措置は住民からしてみれば何も変わりませんよねということです。皆さん今回ですね、配られた議案書、議案説明書を見てもらったら分かると思いますけれど、エネルギーや食料品等の物価高騰で影響を受けたので、交付金による支援の効果が当該生活者などに直接的に及ぶ事業というへんが、この交付金の目的になってます。直接的になってないですよね、っていうところは私はすごく引っかかっています。

ただ先ほど町長が言うように、もしこの交付金を入れないのであれば、これだけ物価が上がっているという事で、今後、給食費無償化を検討しなきゃいけないと。もしかしたら保護者からお金を集めなきゃいけないかもしれない、というようなですね話が出ました。なるほど、そういったことだったら取り敢えず今回、交付金を入れるしかないのかなっていうふうに私は少し納得はしました。

ただですね、本来、給食費無償化、そのときにもですね反対がたくさんあったので、どういう状況になろうが、町の財源で責任を持って負担をしていただきたいっていうの

が本来、本質だと思いますけれど、まあ今回、交付金があることによって一時的にジャンプができたということで、今後はどうなるか分かりませんが、取りあえず、私は今回は賛成討論っていう心の整理ができました。

またですね、交付金というのは物価が上がったりとかいろんなことが世の中で起こったことによって入ってきますけど臨時的に、もしこれがなければ無償化できないっていうことにならないように、一度掲げた旗を最後まで振ってほしいなというふうに思っています。

以上の理由から、今回は賛成です。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） それでは、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 152 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、案第 152 号は原案のとおり可決されました。

（日程第 19） 諮問第 4 号

○議長（吉原 美智恵君） これから諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 4 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、諮問第 4 号は、同意することに決定しました。

日程第 20 諮問第 5 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 20、諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定によって、小林直哉議員が除斥対象になりますので、退場を求めます。

〔 小林直哉議員 退場 〕

○議長（吉原 美智恵君） 提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明をいたします。

本案は、任期途中で一身上の都合により退任された人権擁護委員の後任について検討の結果、小林好美さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

小林さんは、大山町社会教育委員や中山小学校 PTA 人権同和教育部長の経歴があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、委嘱日から任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 5 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、諮問第 5 号は、同意することに決定しました。

○議長（吉原 美智恵君） ここで、小林直哉議員が復席するまで、しばらくお待ちください。

〔 小林直哉議員着席 〕

○議長（吉原 美智恵君） 暫時休憩します。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 37 分 再開

日程第 21 陳情第 11 号

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

日程第 21、陳情第 11 号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、西本憲人議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） それではですね、陳情審査報告書。陳情第 11 号の審査報告書を報告させていただきます。

衆議院議員定数削減に反対する陳情でございます。

こちらはですね、採択の意見として、小規模政党の議員が減り、国民の多様なニーズが反映しにくくなる予算削減は、国の予算規模からして、僅かで効果が薄いという意見がありました。

国の議論を待ってから結論を出すべきとの意見もありましたが、今回は、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから陳情第 11 号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 京力 久子君） 議長、4 番。

○議長（吉原 美智恵君） 4 番 京力議員。まず、反対、反対でいいんです。どうぞ。

○議員（4 番 京力 久子君） 4 番、京力久子です。

この陳情に対し、私は不採択の立場で意見を申し上げます。

確かに議員定数削減の目的がはっきりしないまま、自由民主党と日本維新の会の定数削減の議論や、法案提出の動きは賛同できるものではありません。また、歳費削減のためなら国民の声をすくい上げる議員の定数を削減するのではなく、それ以外の方法も検討すべきと考えます。

その上で、公明党としては、定数削減そのものに対して反対しているわけではなく、現在の選挙制度の見直しも含めて、与野党で時間をかけ、しっかりとした議論をすべきとの姿勢であります。

また、現状といたしましては、与党は、次の国会に議論を持ち越すということですし、さらに今後与党が一つの案をまとめ、法案を示せるのかも疑問に思うところで、今後の国会における十分な議論を見守るべき段階であると考えます。

以上の理由により、現段階では、この陳情については、私は反対をいたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（12番 大森 正治君） 議長、12番。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○議員（12番 大森 正治君） 先ほどは教民の副委員長が反対討論と、今度は委員長が、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

定数削減法案ですけれども、皆さんも御承知のように、臨時国会に提案されたものの審議もされずに、来年の通常国会に継続となりました。高市自民・維新連立政権は、この国会で、削減法案を成立させようともくろんだわけですが、審議さえできなかったわけです。

その理由として、私は四つほど考えたというか、理解しております。

一つ目は、衆議院の比例、小選挙区合わせて1割の45人も削減するという、これは暴挙と言ってもいいんじゃないかということがあったではないかということ。

二つ目に、高市首相が連立の合意条件として、自民党内の議論もそこそこに日本維新の会の要求を丸飲みしたということ。

三つ目に、定数削減という議会制民主主義の根幹に関わる問題を、慎重な審議ができない短期間の臨時国会で成立を強行しようとしたこと。

四つ目に、自民党内にも反対意見が少なからずあったということ、などが挙げられると思っております。

また、衆議院議員の定数削減に反対しなければならない理由としまして、今述べた理由に加えて次の点が挙げられます。

1点目に、国会に反映されなければならない国民の多様な声が切られてしまうということ。とりわけ比例代表の削減によって、地方の声、少数政党の議席、少数意見が切られてしまうということです。それによって、議会制民主主義が交わされることになってしまうのではないかという懸念があるということです。

二つ目に、日本の国会議員数は、世界の中でも決して多くありません。人口100万人当たりの国会議員数は、イギリスが21.7人、日本は5.6人と、OECDの38か国の中では36番目に少ないということが、実態があります。

それから三つ目に、身を切る改革だと、日本維新の会は言うておりますけれども、45人分の議員を減らしたとしても、年間33億円の削減、にしかありませんという言い方は語弊があるかもしれませんが、僅かです。その身を切る改革を言うならばですよ、定数削減ではなくて、裏金のような公金を懐に入れるようなことをしないでね、政党助成金を、例えばですよ政党助成金をなくすようなことが必要ではないでしょうか。

4点目に、7月の参議院選挙の結果を受けて、国会は裏金問題など政治と金の問題、

つまり企業・団体献金禁止法案を優先して審議しなければならないのに、これを覆い隠すように、この議員定数削減を高市自民・維新連立政権の条件として、急に持ち出してきたということなどです。

このように、衆議院議員の定数削減には、私は全く道理がないというふうに考えます。よって、これに反対する陳情に賛成するものです。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。陳情に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第 11 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、陳情第 11 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 22 陳情第 12 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 22、陳情第 12 号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、大森正治議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） では、生活保護基準引下げ違法の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情結果について報告いたします。

審査結果は不採択です。委員会の意見として、読み上げます。

生活保護基準の引下げは、違法の最高裁判決を受けて、国は謝罪することの陳情項目については、国会で高市首相が、反省とおわびの言葉を述べているので、これに尽きる。

また、そのほかの陳情項目については、原告、生活保護利用者と政府との当事者間の問題であり、地方議会として関与することではない。

採決の結果、賛成ゼロ、反対 7 で、不採択と決しました。

○議長（吉原 美智恵君） これから陳情第 12 号 生活保護基準引下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論無しと認め、これで討論を終わります。
これから陳情第 12 号を採決します。お諮りします。
この陳情に対する委員長報告は、不採択ですので、原案に対して採決します。
この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立少数です。
したがって、陳情第 12 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 23 発議案第 9 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 23、発議案第 9 号 衆議院議員の定数の削減を行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務経済常任委員会委員長 西本憲人議員。

○総務経済常任委員会委員長（西本 憲人君） 今日はよく出てきますね、ここにね。
よろしく願います。

発議案第 9 号 衆議院議員の定数削減を行わないことを求める意見書の提出について、この議案はですね、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 12 月 18 日。提出者大山町議会総務経済常任委員会委員長、西本憲人。

提案理由の説明をいたします。

12 月 2 日、総務経済常任委員会に付託された陳情第 11 号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情について審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

意見書を読み上げます。

衆議院議員の定数の削減を行わないことを求める意見書。

我が国の国会における代表民主制は、国民の多様な意思を丁寧に国政へ反映させることで成り立っており、その基盤となるのが選挙制度である。

現在、衆議院議員の定数の削減が検討されているが、この削減は、民意の多様性の確保や地方の声の反映、さらには政策議論の充実という点において、大きな影響を及ぼすことが懸念される。多様な立場や価値観が国会に存在することは、政策の検討において重要である。さまざまな視点が交わることで政策の質が高まり、国政運営への信頼にもつながる。定数削減は、その多様性を損なう結果を招きかねない。

国際比較を踏まえても、日本の国会議員数は決して多いわけではなく、議員定数削減

が直接的な改善策になるとは言い切れない。むしろ、多様な民意が十分に反映される環境を整えることこそが、国民主権の理念に沿うものであると考える。

こうした点を踏まえ、本議会は、衆議院議員の定数削減について安易に行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日 鳥取県大山町議会議長 吉原美智恵。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長です。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから発議案第9号 衆議院議員の定数の削減を行わないことを求める意見書の提出についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議員派遣について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第24、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第25～日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第25、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計4件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（吉原 美智恵君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和7年第10回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。
一同礼。お疲れ様でした。

午前10時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 吉原 美智恵

署名議員 野口 俊明

署名議員 浅田 龍太郎